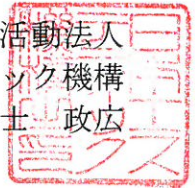


認証サロン運営事業者及び登録事業者各位
エステティックサロン運営事業者各位

政府発表「緊急事態宣言」発出（2021年4月23日付）に対するご協力をお願い

特定非営利活動法人
日本エステティック機構
理事長 福士 政広



平素より当機構の認証活動に格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

サロン認証事業者をはじめとした多くのエステティックサロンを運営されている事業者の皆様には「エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の実施にご協力をいただいておりますことを衷心より感謝申し上げます。

今般、2021年4月23日付にて新型コロナウイルスのまん延防止を目的に、政府から「改正新型コロナウイルス等特別措置法」に基づき、東京都、京都府、大阪府、兵庫県に対して、4月25日より5月11日まで期間を対象に3度目の「緊急事態宣言」が発出されました。

また、2021年4月5日付にて宮城県の各指定区域、2021年4月12日付にて沖縄県の各指定区域、2021年4月20日付にて埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県の各指定区域、2021年4月25日付にて愛媛県の指定区域に、2021年5月11日までの間「まん延防止措置等重点措置」が実施されております。

つきましては、2021年4月23日付の政府発表「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」等に基づきまして本文書にて対象の自治体の事業者の皆様及び対象自治体以外の事業者の皆様以下にお願い申し上げる次第でございます。

なお、事業者各位には各地方自治体のまん延防止政策をご確認いただき積極的なご協力を重ねてお願い申し上げます。

1. すべてのエステティック事業者の皆様

- ・「エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の更なる徹底。
- ・従業員の皆様の不要不急の外出及び移動の自粛の徹底。
- ・「感染が高まる5つの場面」（別紙）等を参照の上、私生活での感染防止の徹底。

2. 「緊急事態宣言」対象の都府県内にて営業している事業者の皆様

- ・入場の制限。（店内や役員室等における「密」の発生防止等の対策の徹底）
- ・20時以降の営業の自粛。（東京都は休業の協力依頼）

3. 「重点措置」対象の区域にて営業している事業者の皆様

- ・当該自治体より要請されている入場整理、営業時間の短縮等への積極的な協力。

ゴールデン・ウィークを迎え、エステティック業としても利用者が増加する時期であると存じますが、変異株の感染者が増加している状況などを踏まえ感染防止に最大限のご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

以上

(別紙)

感染が高まる「5つの場面」

「場面1」 飲食を伴う懇親会等

- ・ 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大声になりやすい。
- ・ 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・ また、回し飲みや箸などの共用は感染リスクを高める。

「場面2」 大人数や長時間に及ぶ飲食

- ・ 長時間に及ぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染のリスクが高まる。
- ・ 大人数、例えば5人以上の飲食は、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

「場面3」 マスクなしでの会話

- ・ マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・ マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- ・ 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

「場面4」 狭い空間の共同生活

- ・ 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・ 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

「場面5」 居場所の切り替わり

- ・ 仕事での休憩に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化より、感染リスクが高まることがある。
- ・ 休憩室、喫煙室や更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。